

第3章 各種資料

1. 事務日程表

凡 例

1. この日程表は衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査の事務執行手続の中で、主要な事務についてその概要を記載したものである。

2. この日程表に用いた法令名等は次のとおり省略した。

法	公職選挙法
令	公職選挙法施行令
規	公職選挙法施行規則
立 規	立会演説会規程
規 程	公職選挙法事務取扱規程
運 規	公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程
裁 法	最高裁判所裁判官国民審査法
裁 令	” 施行令
裁 規	” 事務取扱手続規程
裁氏名規	” の氏名等の掲示に関する規程
裁公報規	” 国民審査公報配布等に関する規程
総 選 挙	衆議院議員総選挙
国民審査	最高裁判所裁判官国民審査

月 日	曜	逆算日	県	
			処 理 事 項	根拠法令
1月7日	土	21	<p>公 (告) 示 日 前</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委員会開催 ○ 総選挙および国民審査の執行計画の決定 ○ 規程類の整備 ○ 事務分担、選挙事務および審査事務の委嘱 ○ 啓発宣伝計画の決定および実施 ○ 事務打合せ(市、出先機関) ○ 市町村選管の事務指導 ○ 総選挙の投票用紙、封筒等の印刷発送 ○ 諸印刷物の作成配布 ○ 選挙長、同職務代理人、審査分会長、同職務代理人の選任準備 ○ 立会演説会開催町村の指定(市は単位の協議) ○ 立会演説会実施について政党等と打合せ ○ 立会演説会開催計画の決定 ○ 個人演説会の施設の指定報告の受理告示 ○ 標旗、腕章等証明書類の作成 ○ 選挙運動に関する支出金額の制限額算定 ○ 各種告示案、通知案の作成 ○ 立候補受付準備(関係証明書類の整備) ○ 取締機関、報道機関との協議打合せ 	<p>法6 ①</p> <p>法153 ① 立規 1</p> <p>法155 ③</p> <p>法155 ①②</p> <p>法161 ③④</p> <p>法194</p>
1月8日	日	21	<ul style="list-style-type: none"> ◎衆議院議員総選挙期日の公示 ◎最高裁判所裁判官国民審査期日等の告示 ○ 選挙長および同職務代理人の選任告示 ○ 審査分会長および同職務代理人の選任告示 ○ 選挙長の事務を取扱う場所の告示(選挙長) ○ 選挙運動に関する支出金額の制限額の告示 ○ 投票用紙、投票用封筒に押すべき印の告示 ○ 選挙立会人選任のくじを行なう場所および日時の告示 	<p>憲法7法31</p> <p>裁法5</p> <p>法75 令80</p> <p>裁法27 裁令16</p> <p>法196</p> <p>規則様式備考 法76</p>

市 町 村		
処 理 事 項	根拠法令	様 式
○ 市町村の職員に対する選挙事務および審査事務の委嘱または 充当等について市町村長との協議	自治法 180 の 3	
○ 市町村の職員に対する選挙事務および審査事務の委嘱および その処理事務の指導	法 273	1
○ 総選挙および国民審査の事務計画の決定		
○ 啓発宣伝計画の決定および実施	法 6 ①	
○ ポスター掲示場設置場所の告示および県委員会にその写を送 付	違規 10 の 2	24
○ ポスター掲示場の区画に記載する番号を定めるくじを行う場 所および日時の告示	違規 10 の 4	25
○ 投票用紙等諸印刷物の受領保管		
○ 不在者投票に関する事務従事者の決定および投票記載場所等 の設備	法 49 令第 5 章	
○ 投票管理者、同職務代理者および開票管理者、同職務代理者 の選任準備	法 37 令 24 法 61 令 67	
○ 投票所入場券等必要書類の印刷	規程 20	
○ 投票箱、点字器等選挙に使用する資材器具等の点検準備		
○ 投票所開閉時刻の繰上げまたは繰り下げの申請	法 40 規程 19	9
○ 立会演説会開催単位を県と協議(市)	立規 1	27・28
○ 立会演説会施設調書の提出	立規 1・2	29
○ 個人演説会の施設の指定、報告および費用の納付額の協議	法 161 令 121 ②	
○ 個人演説会の施設の使用予定表の作成	令 118	
○ 個人演説会の施設の使用に関する定および公表について当 該施設の管理者を指導	令 119 ②	
○ 総選挙および国民審査の不在者投票のための投票用紙、投 票用封筒の交付場所の告示		2
○ 投票所の告示(なるべく)	法 41	5・6
○ 投票管理者およびその職務代理者の選任告示	令 25	4
○ 開票の場所および日時の告示(なるべく)	法 64	17
○ 開票管理者およびその職務代理者の選任告示	令 68	16
○ 開票立会人決定のくじを行う場所および日時の告示	法 62 ⑦	18
○ 裁判官の氏名等の掲示を行う場所の告示(1投票区につき 1カ所)	裁法 52 裁氏名規 1	3

月 日	曜	逆算日	県	
			処 理 事 項	根 拠 法 令
1月 8日	日	2 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙会の場所および日時の告示 ○ 審査分会の場所および日時の告示 ○ 立会演説会開催計画の告示 ○ 立会演説会参加申込書受付開始（9日まで） ○ 立候補の受付開始（立候補者の告示、通知、照会および報告）（11日まで） ○ 候補者に標旗、腕章その他の証明書類の交付 ○ 立候補者は選挙運動開始 ○ 選挙事務所の設置および異動届受付開始 ○ 違反選挙事務所の閉鎖命令（そのつど） ○ 出納責任者の選任（異動）届受付開始 ○ 選挙公報掲載文申請受付開始（14日まで） ○ 選挙運動のために使用される事務員に関する届出受付開始 ○ 違反文書図面の撤去命令（そのつど） ○ 政党その他の政治団体の政治活動用ポスターの検印開始 ○ 政治演説会開催申出受付開始 ○ 推せん団体の確認書交付 ○ 推せん団体による推せん演説会開催周知用ポスターの検印開始 	<ul style="list-style-type: none"> 法78 裁法34 法155 法156 立規9 法86 法129 法130 法134 法180・182 法168 法197の2④ 法147 法201の5 201の10④ 法201の10 法201の4 法201の4 法78
1月 9日	月	2 0	<ul style="list-style-type: none"> ○ 立会演説会参加申込最終日 ○ 立会演説会における候補者の所属の班および最初の立会演説会における演説の順序を定めるくじ（午後6時、事務室において） ○ 同上の告示、候補者および市町村選挙管理委員会への通知 ○ 審査に付される裁判官の氏名等の通知 	<ul style="list-style-type: none"> 立規9 立規10 11 法156の2⑤ 裁令2②
1月10日	火	1 9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定期日（1月9日）後の立会演説会参加申込受付開始 ○ 同上的場合参加し得る立会演説会の日および会場ならびに演説順位の決定、告示および通知 ○ ポスター掲示場の状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> 法157 立規12 法157③

市 町 村		根拠法令	様式
処 理 事 項			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所および日時の告示 ○ 立会演説会開催単位の告示(市) ○ 総選挙の不在者投票受付開始 ○ 個人演説会開催申出受付開始 ○ 選挙長から通知があった候補者に関する事項を投票管理者および開票管理者に通知(そのつど) ○ 開票立会人届出受付開始 ○ 違反文書図面の撤去命令(そのつど) ○ 繰上投票に関する報告(関係市町村) 	法175の2 運規35②	23	
	立規1②		
	法49 令5章		
	法163・164の2④		
	令92	21・22	
	法62		
	法147	26	
法56・規程27	7		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人演説会の開催申出を受理したものについては個人演説会場表示の立札の準備 ○ ポスター公営掲示場にポスター掲示後、法第86条第9項の規定により届出を却下しもしくは候補者が死亡し、または第91条もしくは第103条第4項の規定に該当するに至った旨の通知を受けたときは、当該候補者にかかるポスターを撤去すること。 	法164の2⑤		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 立会演説会に関する候補者の氏名等の掲示準備(1市町村または1単位につき50ヶ所以上) ○ 個人演説会開始 ○ 個人演説会場を表示する立札の掲示(そのつど) 	法158 法164の2 法164の2⑤		

月 日	曜	逆算日	県	
			処 理 事 項	根 拠 法 令
1月11日	水	18	<ul style="list-style-type: none"> ○ 繰上投票期日の決定、告示、関係市町村選挙管理委員会に通知 ○ 投票所開閉時間の繰上げ、繰下げの承認および市町村選挙管理委員会に通知 ○ 立候補届出締切日 	法令 56 46 法 40 法 86
1月12日	木	17	○ 審査公報原稿受領予定（自治省）	
1月13日	金	16	○ 立会演説会の指導および状況調査（そのつど）	
1月14日	土	15	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙公報掲載文申請最終日 ○ 選挙公報掲載文の掲載順序のくじ（午後6時、事務室において） 	通規 23 法 169④ 通規 29
1月15日	日	14	○ 選挙公報、審査公報の印刷校正	規程 23 裁公報規 1
1月16日	月	13	○ 選挙公報、審査公報の印刷校正	規程 23 裁公報規 1
1月17日	火	12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙公報、審査公報の印刷完了 ○ 国民審査投票用紙の発送 	
1月18日	水	11	○ 選挙公報、審査公報発送準備	
1月19日	木	10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 候補者の氏名等の掲示および審査に付される裁判官の氏名等の掲示状況の調査 ○ 選挙公報、審査公報の発送 	通規 32 裁公報規 2
1月20日	金	9		
1月21日	土	8		

市 町 村	処 理 事 項	根 拠 法 令	様 式
	○ 立会演説会に関する候補者の氏名等の掲示開始（1市町村または1単位につき50ヶ所以上） ○ 立会演説会における司会者の指定	法158 立規 15	
	○ 立会演説会開始 ○ 立会演説会の表示および演説会場における候補者の氏名および党派別の掲示（そのつど） ○ 立会演説会の設備および演説の司会ならびに開催結果の報告（そのつど）	法152 法158② 立規 3	30
	○ 線上投票の期日について投票管理者および開票管理者に通知 ○ 投票所開閉時刻の線上げ、線下げの告示および投票管理者に通知 ○ 立会演説会	令 46 法 40② 法152	8 10.11
	○ 立会演説会	法152	
	○ 立会演説会	法152	
	○ 立会演説会 ○ 国民審査投票用紙等の受領	法152	
	○ 立会演説会	法152	
	○ 審査に付される裁判官の氏名等の掲示開始（1投票区につき1ヶ所） ○ 国民審査の不在者投票開始 ○ 選挙公報、審査公報の配布開始 ○ 立会演説会 ○ 選挙公報、審査公報の受領	裁法52 裁令20・22 裁令14 法170・裁令31 裁公報規2 法152	
	○ 立会演説会 ○ 選挙公報、審査公報の配布	法152 法170・裁令31 裁公報規2	
	○ 立会演説会 ○ 選挙公報、審査公報の配布	法152 法170・裁令31 裁公報規2	

月 日	曜	逆算日	県	
			処 理 事 項	根 拠 法 令
1月22日	日	7		
1月23日	月	6		
1月24日	火	5		
1月25日	水	4		
1月26日	木	3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補充立候補届出期限 ○ 選挙立会人届出最終日 	法 86 ⑤ 法 76
1月27日	金	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙立会人選任のくじ ○ 繰上投票期日(速報受理) 	法 76 法 56
1月28日	土	1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙運動最終日 ○ 経歴放送最終日(NHK) ○ 政見放送最終日 ○ 投票所設備状況調査 	法 129 法 151 法 150

市 町 村		
処 理 事 項	根 拠 法 令	様 式
<input type="checkbox"/> 立会演説会 <input type="checkbox"/> 選挙公報、審査公報の配布 <input type="checkbox"/> 線上投票の投票所の告示最終日	法 1 5 2 法 1 7 0・裁令 3 1 裁公規程 2 法 4 1	
<input type="checkbox"/> 線上投票の投票立会人の選任および通知 <input type="checkbox"/> 立会演説会 <input type="checkbox"/> 選挙公報、審査公報の配布	法 3 8 法 1 5 2 法 1 7 0・裁令 3 1 裁公規程 2	
<input type="checkbox"/> 投票所の告示最終日 <input type="checkbox"/> 立会演説会 <input type="checkbox"/> 投票所の氏名等の掲示順序のくじ（開票区ごとに選挙の期日前5日以内） <input type="checkbox"/> 選挙公報、審査公報の配布	法 4 1 法 1 5 2 法 1 7 5 の 2 運規 3 5 ② 法 1 7 0・裁令 3 1 裁公規程 2	
<input type="checkbox"/> 投票立会人の選任（3～5人）、投票管理者および本人に通知 <input type="checkbox"/> 立会演説会 <input type="checkbox"/> 選挙公報、審査公報の配布 <input type="checkbox"/> 投票所入場券の配布	法 3 8 法 1 5 2 法 1 7 0・裁令 3 1 裁公規程 2 令 3 1	12・13・14
<input type="checkbox"/> 開票立会人届出最終日 <input type="checkbox"/> 投票立会人選任通知最終日 <input type="checkbox"/> 立会演説会 <input type="checkbox"/> 選挙公報、審査公報の配布	法 6 2 ① 法 3 8 法 1 5 2 法 1 7 0・裁令 3 1 裁公規程 2	
<input type="checkbox"/> 線上投票期日（投票結果の速報） <input type="checkbox"/> 開票立会人選任のくじ <input type="checkbox"/> 選挙公報、審査公報の配布完了期限 <input type="checkbox"/> 立会演説会最終日 <input type="checkbox"/> 投票所および開票所の事務従事者の事務分担決定期限（投票管理者、開票管理者）	法 5 6・規程 2 3 裁規 1 0 法 6 2 法 1 7 2 裁公規程 2 法 1 5 2	
<input type="checkbox"/> 投票所入場券配布完了期限 <input type="checkbox"/> 投票所の設備、投票所内の氏名等の掲示 <input type="checkbox"/> 投票所を設けた場所の入口から300メートルの区域の表示 <input type="checkbox"/> 当日有権者見込数の報告 <input type="checkbox"/> 不在者投票最終日	令 3 1 法 1 7 5 の 2 令 3 2 法 1 3 2 法 4 9 令第 5 章	

月 日	曜	経過日	県	
			処 理 事 項	根 拠 法 令
1月29日	日	0	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 投票日 開票日 </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 投票所を設けた場所の入口から300メートル未満の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令 ○ 投票、開票状況の調査 ○ 投票、開票の中間および結果の速報受理、集計、自治省に報告、発表（総選挙は委員会、国民審査は審査分会長） 	法 1 3 2 1 3 4 規 規 2 3 // 4 1 裁 規 1 0 // 5

1月30日	月	1	<div style="display: flex; justify-content: center; margin-bottom: 5px;"> 開票日 </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開票状況調査（開票未了市町村） ○ 開票結果速報受理、集計、報告、発表 ○ 開票結果の審査受領 	規 規 4 1 ・ 裁 規 5 規 規 4 2 ・ 裁 規 6
1月31日	火	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開票結果の審査受領 ○ 開票結果の集計 ○ 選挙に関する収支報告書の受付開始 ○ 政党その他政治団体の選挙に関する収支報告書の受付開始 	規 規 4 2 ・ 裁 規 6 法 1 8 9
2月1日	水	3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開票結果の集計 ○ 選挙会および審査分会の準備 	
2月2日	木	4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙会開催（第1区県委員会、第2区八幡区、第3区久留米市、第4区小倉区） ○ 当選人の決定、選挙管理委員会に報告 ○ 当選人に告知、住所、氏名等の告示 ○ 当選証書の附与および告示 ○ 当選等に関する報告（自治大臣あて） ○ 審査分会の開催、結果の報告（審査長あて） 	法 8 0 法 1 0 1 法 1 0 1 法 1 0 5 法 1 0 8 裁 法 2 7 // 2 9
2月3日	金	5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙結果の整理 ○ 選挙執行経費の精算 ○ 選挙結果調の作成 ○ 選挙運動費用に関する収支報告および政党その他の政治団体の選挙に関する収支報告の公表 	

市 町 村		
処 理 事 項	根 拠 法 令	様 式
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">投票日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開票日</div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 投票事務の処理、投票の中間および結果の速報 ○ 投票録の作成、投票録等を開票管理者に送致 ○ 開票事務の処理、開票の中間および結果の速報ならびに開 	規程23・裁規10 規程25 法54・55 裁規10 法66・規程41 裁規5	15・19

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">開票日</div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開票速報（開票未了市町村） ○ 開票結果の報告（選挙長、審査分会長） ○ 開票結果報告期限（即日開票市町村） 	規程41・裁規5 規程42・裁規6	20
開票結果報告期限（持参すること）	規程42・裁規6	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙事務報告 		

衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

昭和42年1月29日執行

月 日	1																
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19			
曜	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木			
経過日			0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
逆算日	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10			
主 要 処 理 事 項	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">公(告)示日</div>			<p>選挙期日の公示、選挙長、同職務代理者の選任告示(県) 審査分会長、同職務代理者の告示(県) 投票管理者、開票管理者およびそれらの職務代理者の選任告示 (市区町村)</p>													
	←			立候補届出期間				←							(補充立候補届出期間)		
	←			選挙立会人届出(県) 投票立会人の選任、開票立会人の届出(市町村)期間													
	←			総選挙不在者投票期間													
	○			裁判官の氏名等の掲示場所の告示													
	←			選挙運動期間 (選挙事務所設置、異動届、出納責任者の選任届、													
	○			立会演説会開催計画の告示													
	←			立会演説会参加申出期間				←							立 会 演 説 会		
	○			ポスター掲示場設備最終期限(1投票区について5~10カ所)													
	←			ポスターを公営掲示場に掲示できる期間													
←			選挙公報掲載申請期間						←							選挙公報印刷発送	
←			←				審査公報原稿受領 (予定)			←				審査公報印刷発送			

主要日程一覧表

月												2 月		
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
9	8	7	6	5	4	3	2	1	0					
										投票日				
										← 開 票 →				
										← 開票結果報告 →				
												○ 選挙会 審査分会		
												○ 投票所告示期限		
												○ 総選挙氏名掲示順序のくじ		
												○ { 選挙立会人決定のくじ(県) 開票立会人決定のくじ(市区町村) 審査分会立会人選任		
												国民審査不在者投票期間		
												裁判官の氏名等の掲示期間(1投票区1カ所)		
												個人演説会の開催の申出および実施等)		
												実 施 期 間 (15日間30回)		
												× 選挙公報配布期間		
												× 審査公報配布期間		

2. 明るく正しい総選挙推進事業要綱

昭41. 12. 30

I 趣 旨

衆議院議員総選挙に際し、全有権者に対し、今回の総選挙の意義及び重要性を周知し、すべての有権者の自由にして明るい投票によって、立派な候補者が選ばれるよう各種の事業を行なう。

II 推進の重点項目

1. 金のかからぬ選挙を推進する運動
2. よく見、よく知り、よく考えて投票する運動

III 事 業

1. 自治省において行なう事業

(1) ラジオ、テレビ放送

全民間放送局において、スポット放送などを延10,000回実施する。

(2) ポスターの掲示

大型ポスター(72.8cm×103cm、42cm×59.4cm)60万枚を全市町村に掲示する。

(3) 交通広告

全国の電車、バスの中吊広告10万枚と駅掲示板におけるポスターの掲示を行なう。

(4) 「私たちの広場」特集号の発行

「私たちの広場」特集号を33万部発行し、関係者に配付する。

(5) 「明るく正しい総選挙推進運動本部」の設置

自治省、総理府、法務省、文部省、警察庁、最高検察庁、公明選挙連盟、明るく正しい選挙推進全国協議会、日本新聞協会、日本放送協会、日本民間放送連盟、都道府県選挙管理委員会連合会、六都市選挙管理委員会連合会、全国市区選挙管理委員会連合会等の関係団体により、「明るく正しい総選挙推進運動本部」を設置し、明るく正しい総選挙の推進について連絡協議する。

(6) 表 彰

明るく正しい総選挙の推進について功績のあった民間の団体、個人及び選挙管理委員会などを表彰する。

2. 公明選挙連盟の行なう事業

(1) 映画館におけるスライド広告

全国主要映画館において啓発スライドを上映する。

(2) パンフレットの配付

公選法解説「わたくし達の選挙法」を20万部発行し、関係者に配付する。

5. 明るく正しい選挙推進全国協議会の行なり事業

(1) 明るく正しい選挙キャンペーン

各都道府県において、講演会、座談会、キャラバン隊、チラシ等により、明るく正しい選挙のキャンペーンを行なう。

(2) 有線放送による啓発

全国の有線放送施設に対し、ソノ・シートを提供し放送を依頼する。

4. 都道府県選挙管理委員会において行なり主要な事業

(1) 広告幕、立看板、ポスター等の掲示

選挙の期日などを周知するため、広告幕、立看板、ポスター等を全市区町村に掲示する。

(2) 新聞、ラジオ、テレビ等による啓発

新聞、ラジオ、テレビ等と提携し啓発事業を推進する。

(3) 広報車による啓発

広報車により、とくに選挙に関心の薄い地区などを啓発する。

(4) リーフレットの配布

不在者投票等の投票案内のリーフレットを作成配布する。

5. 市区町村選挙管理委員会において行なり主要な事業

(1) チラシなどの配布

全世帯に投票所、立会演説会等の周知をかねた啓発チラシを配布する。

(2) 広報車による啓発

都道府県の広報車による啓発事業と提携する。

3. 衆議院議員総選挙臨時啓発事業

(1) 四者協議会

地方検察庁、県警本部、推進協議会、県選管の四者において衆議院選挙を明るく正しく推進するための対策を協議し、四者共同声明を発表した。

開催日 12月27日

場所 天神ビル11階会議室

(2) 啓発ポスター掲示

啓発用ポスター3,1600枚を印刷し、市町村に一般貼付用として15,100枚、ポスター掲示場6,751ヶ所に1ヶ所2枚あて13,502枚を配付するとともに、国鉄の駅、西鉄の駅、国鉄車中吊、西鉄車中吊2,316枚を掲示した。

(3) 交通広告

1月8日から1月29日まで北九州市内9台、福岡市9台の電車を利用し、外側に(明るく正しい選挙)衆議院選挙投票日(1月29日)を掲示して啓発した。

(4) 新聞広告

1月9日、1月14日の2回、不在者投票の周知と投票日の周知を行なった。

夕刊 7社 朝刊 1社

(5) テレビ、ラジオによる啓発

テレビ、ラジオのスポット放送を利用して明るく正しい選挙を呼びかけた。

テレビ

不在者投票の周知 20回

投票日等の告知 10回

放送局名 RKB、KBC、TNC 各社30回

ラジオ

不在者投票の周知 20回

投票日等の告知 10回

放送局名 RKB、KBC

幹事社 RKB

(6) 広報車による啓発

1月8日～10日 12日～15日

1月21日～24日 26日～29日

} 15日間で全県下を広報車により啓蒙宣伝を行なった。

使用車……………広報室広報車

(7) 広告板による啓発

県庁前毎日会館建設用地に3.6m×15mの大広告を設置して啓発に当った。

期間 1月10日～29日まで

(8) 懸垂幕による啓発

懸垂幕に、衆議院議員選挙投票日1月29日、を緑色に白色の染抜をして、各市区役所および県下の11デパートに掲示した。

(9) ポリ袋による啓発

県下各区の立会演説会場に800枚の靴袋としてポリ袋を作成し、この袋に啓発標語等を入れて啓発した。

(10) 啓発資材による啓発

標語入り鉛筆20,000本を作成し、広報車により配付し、又投票所の記載所においても啓発した。

標語入り風船10,000クを作成して広報車により配付して啓発に当った。

(11) 飛行機による啓発

セスナ機により1月28日、29日の2日間空から明るく正しい選挙を呼びかけた。

(1) 啓発日程表

区分	1/8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
ボスタ	○																						
電車外側看板	○																						
新聞広告		○				○																	
テレビ、ラジオ								○															
広報車	○				○									○									
広告板																							
懸垂幕																							
ポ袋																							
風船	○				○									○									
鉛筆	○				○									○									
飛行機																							○

4. 選挙当日

区分 市町村名		選挙人名簿登録者数 (a)			随時登録者数 (b)			男
		男	女	計	男	女	計	
福岡市	岡本市	229,878	258,376	488,254	—	—	—	615
	甘木市	124,999	151,159	276,658	—	—	—	62
	市部計	242,377	273,535	515,912	—	—	—	677
筑紫郡	筑紫野町	10,590	12,406	22,996	—	—	—	53
	太宰府町	5,962	6,778	12,740	—	—	—	62
	春日町	11,390	11,072	22,462	—	—	—	156
	大野町	8,126	9,112	17,238	—	—	—	219
	那珂川町	2,620	2,937	5,557	—	—	—	19
筑紫郡	計	38,688	42,305	80,993	—	—	—	509
早良町	計	2,760	3,154	5,914	—	—	—	14
柏屋郡	宇美町	5,379	6,220	11,599	—	—	—	23
	篠栗町	4,196	4,747	8,943	—	—	—	25
	志免町	5,092	5,743	10,835	—	—	—	67
	須恵町	3,564	4,244	7,808	—	—	—	5
	新宮町	2,906	3,158	6,064	—	—	—	11
	志賀町	2,710	3,272	5,982	—	—	—	18
	古賀町	6,500	7,144	13,644	—	—	—	25
	久山町	2,059	2,366	4,425	—	—	—	10
	柏屋町	4,435	4,902	9,337	—	—	—	29
	柏屋郡	計	36,841	41,796	78,637	—	—	—
宗像郡	宗像町	7,170	8,267	15,437	—	—	—	25
	福間町	4,611	5,169	9,780	—	—	—	24
	津屋崎町	3,209	3,855	7,064	—	—	—	17
	玄海町	2,756	3,272	6,028	—	—	—	26
	大島村	450	515	965	—	—	—	2
宗像郡	計	18,196	21,078	39,274	—	—	—	94
朝倉郡	杷木町	3,246	4,104	7,350	—	—	—	27
	朝倉町	3,653	4,483	8,136	—	—	—	30
	三輪町	2,523	3,119	5,642	—	—	—	25
	夜須町	2,825	3,348	6,173	—	—	—	7
	小石原村	482	564	1,046	—	—	—	4
	宝珠山村	866	1,027	1,893	—	—	—	2
朝倉郡	計	13,595	16,645	30,240	—	—	—	95
糸島郡	前原町	8,655	10,180	18,835	—	—	—	53
	二丈町	3,335	3,985	7,320	—	—	—	32
	志摩町	4,021	4,692	8,713	—	—	—	26
	糸島郡	計	16,011	18,857	34,868	—	—	—
郡部計	126,091	143,835	269,926	—	—	—	1,036	
区合計	368,468	417,370	785,838	—	—	—	1,713	

有 権 者 数 調

(第 1 区)

随時抹消者数 (c)		失格、誤載者数 (d)			差引選挙当日有権者数 (e)		
女	計	男	女	計	男	女	計
5 0 4	1, 1 1 9	2, 4 6 7	2, 2 6 6	4, 7 3 3	2 2 6, 7 9 6	2 5 5, 6 0 6	4 8 2, 4 0 2
5 4	1 1 6	1 2	1 6	2 8	1 2, 4 2 5	1 5, 0 8 9	2 7, 5 1 4
5 5 8	1, 2 3 5	2, 4 7 9	2, 2 8 2	4, 7 6 1	2 3 9, 2 2 1	2 7 0, 6 9 5	5 0 9, 9 1 6
4 6	9 9	7 9	8 5	1 6 4	1 0, 4 5 8	1 2, 2 7 5	2 2, 7 3 3
5 8	1 2 0	9	4	1 3	5, 8 9 1	6, 7 1 6	1 2, 6 0 7
1 2 3	2 7 9	—	—	0	1 1, 2 3 4	1 0, 9 4 9	2 2, 1 8 3
2 0 8	4 2 7	8 7	8 7	1 7 4	7, 8 2 0	8, 8 1 7	1 6, 6 3 7
8	2 7	—	—	0	2, 6 0 1	2, 9 2 9	5, 5 3 0
4 4 3	9 5 2	1 7 5	1 7 6	3 5 1	3 8, 0 0 4	4 1, 6 8 6	7 9, 6 9 0
1 1	2 5	2 3	2	2 5	2, 7 2 3	3, 1 4 1	5, 8 6 4
2 6	4 9	—	—	0	5, 3 5 6	6, 1 9 4	1 1, 5 5 0
2 6	5 1	1 0	3	1 3	4, 1 6 1	4, 7 1 8	8, 8 7 9
6 2	1 2 9	—	—	0	5, 0 2 5	5, 6 8 1	1 0, 7 0 6
3	8	1 4	1 7	3 1	3, 5 4 5	4, 2 2 4	7, 7 6 9
1 1	2 2	1	1	2	2, 8 9 4	3, 1 4 6	6, 0 4 0
5	2 3	1 1	2 6	3 7	2, 6 8 1	3, 2 4 1	5, 9 2 2
3 2	5 7	9	9	1 8	6, 4 6 6	7, 1 0 3	1 3, 5 6 9
3	1 3	1 3	1 0	2 3	2, 0 3 6	2, 3 5 3	4, 3 8 9
2 8	5 7	2	2	4	4, 4 0 4	4, 8 7 2	9, 2 7 6
1 9 6	4 0 9	6 0	6 8	1 2 8	3 6, 5 6 8	4 1, 5 3 2	7 8, 1 0 0
1 9	4 4	5	1	6	7, 1 4 0	8, 2 4 7	1 5, 3 8 7
2 5	4 9	1 4	2 1	3 5	4, 5 7 3	5, 1 2 3	9, 6 9 6
9	2 6	5	5	1 0	3, 1 8 7	3, 8 4 1	7, 0 2 8
2 5	5 1	1 9	3 8	5 7	2, 7 1 1	3, 2 0 9	5, 9 2 0
3	5	—	—	0	4 4 8	5 1 2	9 6 0
8 1	1 7 5	4 3	6 5	1 0 8	1 8, 0 5 9	2 0, 9 3 2	3 8, 9 9 1
3 1	5 8	2	4	6	3, 2 1 7	4, 0 6 9	7, 2 8 6
1 9	4 9	—	—	0	3, 6 2 3	4, 4 6 4	8, 0 8 7
1 2	3 7	—	1	1	2, 4 9 8	3, 1 0 6	5, 6 0 4
6	1 3	—	—	0	2, 8 1 8	3, 3 4 2	6, 1 6 0
6	1 0	6	7	1 3	4 7 2	5 5 1	1, 0 2 3
3	5	3	3	6	8 6 1	1, 0 2 1	1, 8 8 2
7 7	1 7 2	1 1	1 5	2 6	1 3, 4 8 9	1 6, 5 5 3	3 0, 0 4 2
5 0	1 0 3	6	7	1 3	8, 5 9 6	1 0, 1 2 3	1 8, 7 1 9
1 4	4 6	9	6	1 5	3, 2 9 4	3, 9 6 5	7, 2 5 9
1 4	4 0	2	1	3	3, 9 9 3	4, 6 7 7	8, 6 7 0
7 8	1 8 9	1 7	1 4	3 1	1 5, 8 8 3	1 8, 7 6 5	3 4, 6 4 8
8 8 6	1, 9 2 2	3 2 9	3 4 0	6 6 9	1 2 4, 7 2 6	1 4 2, 6 0 9	2 6 7, 3 3 5
1, 4 4 4	3, 1 5 7	2, 8 0 8	2, 6 2 2	5, 4 3 0	3 6 3, 9 4 7	4 1 3, 3 0 4	7 7 7, 2 5 1

(第 2 区)

随時抹消者数 (c)		失格、誤載者数 (d)			差引選挙当日有権者数 (e)		
女	計	男	女	計	男	女	計
74	156	99	96	195	31,039	34,980	66,019
208	471	2,856	2,502	5,358	111,544	119,805	231,349
82	206	197	172	369	35,345	35,661	71,006
70	155	41	63	104	16,851	20,155	37,006
131	285	44	79	123	23,097	28,089	51,186
25	51	1	0	1	5,279	6,545	11,824
43	98	27	26	53	9,449	10,817	20,266
633	1,422	3,265	2,938	6,203	232,604	256,052	488,656
65	215	2	—	2	5,430	5,299	10,729
21	55	27	14	41	8,156	9,028	17,184
15	48	29	24	53	3,932	4,538	8,470
8	21	—	1	1	2,502	2,903	5,405
109	339	58	39	97	20,020	21,768	41,788
15	36	—	5	5	3,706	4,411	8,117
22	56	6	6	12	5,563	6,756	12,319
42	84	9	7	16	10,382	12,060	22,442
14	29	—	2	2	3,162	3,789	6,891
93	205	15	20	35	22,753	27,016	49,769
24	46	219	270	489	5,347	6,213	11,560
20	48	13	7	20	7,564	8,959	16,523
5	15	1	—	1	2,099	2,621	4,720
15	29	4	5	9	3,904	4,780	8,684
22	52	3	6	9	4,268	4,999	9,267
9	26	10	3	13	2,300	2,803	5,103
49	102	6	11	17	7,453	9,211	16,664
8	20	1	1	2	2,243	2,652	4,895
152	338	257	303	560	35,178	42,238	77,416
354	882	330	362	692	77,951	91,022	168,973
987	2,304	3,595	3,300	6,895	310,555	347,074	657,629

区 分 市区町村名		選挙人名簿登録者数 (a)			随時登録者数 (b)			男
		男	女	計	男	女	計	
久留米市	市	4 6,4 8 8	5 5,3 5 0	1 0 1,8 3 8			—	4 0
大牟田市	市	5 2,7 4 0	6 4,5 6 5	1 1 7,3 0 5			—	5 0 1
柳川市	市	1 3,2 4 5	1 5,9 4 1	2 9,1 8 6			—	8 1
八女市	市	1 1,0 0 3	1 3,6 6 5	2 4,6 6 8			—	5 5
筑後市	市	1 0,9 7 8	1 3,2 2 4	2 4,2 0 2			—	8 8
大川市	市	1 5,1 3 3	1 6,6 8 5	3 1,8 1 8			—	9 9
市部計	計	1 4 9,5 8 7	1 7 9,4 3 0	3 2 9,0 1 7			—	8 6 4
浮羽郡	吉井町	5,3 2 2	6,3 7 0	1 1,6 9 2			—	3 1
	田主丸町	6,9 7 4	8,3 7 1	1 5,3 4 5			—	4 1
	浮羽町	5,3 8 5	6,5 5 1	1 1,9 3 6			—	1 7
浮羽郡	郡計	1 7,6 8 1	2 1,2 9 2	3 8,9 7 3			—	8 9
三井郡	北野町	3,5 5 4	4,2 9 2	7,8 4 6			—	1 9
	小郡町	8,0 6 2	8,9 3 9	1 7,0 0 1			—	3 1
	太刀洗町	3,6 1 2	4,3 2 1	7,9 3 3			—	1 2
	善導寺町	2,1 6 4	2,5 7 4	4,7 3 8			—	9
三井郡	郡計	1 7,3 9 2	2 0,1 2 6	3 7,5 1 8			—	7 1
三潞郡	城島町	4,0 6 1	4,9 1 6	8,9 7 7			—	2 4
	筑邦町	5,5 4 8	6,4 5 3	1 2,0 0 1			—	2 5
	大木町	3,7 0 9	4,4 5 1	8,1 6 0			—	1 2
	三潞町	3,4 8 9	4,1 6 2	7,6 5 1			—	1 9
三潞郡	郡計	1 6,8 0 7	1 9,9 8 2	3 6,7 8 9			—	8 0
八女郡	黒木町	5,7 8 9	6,8 2 1	1 2,6 1 0			—	3 6
	上陽町	1,8 6 0	2,1 3 7	3,9 9 7			—	9
	立花町	4,7 5 8	5,5 3 5	1 0,2 9 3			—	1 7
	広川町	4,2 1 2	5,0 2 2	9,2 3 4			—	3 0
	矢部村	1,2 2 9	1,4 1 4	2,6 4 3			—	3
	星野村	1,7 1 6	2,2 0 0	3,9 1 6			—	5
八女郡	郡計	1 9,5 6 4	2 3,1 2 9	4 2,6 9 3			—	1 0 0
山門郡	瀬高町	7,7 6 9	9,4 9 0	1 7,2 5 9			—	4 1
	大和町	5,5 7 9	6,5 6 9	1 2,1 4 8			—	1 6
	三橋町	4,8 3 0	5,8 7 4	1 0,7 0 4			—	3 3
	山川村	2,0 5 7	2,4 3 0	4,4 8 7			—	1 0
山門郡	郡計	2 0,2 3 5	2 4,3 6 3	4 4,5 9 8			—	1 0 0
三池郡	高田町	5,5 1 1	6,4 8 3	1 1,9 9 4			—	5 2
郡部計	計	9 7,1 9 0	1 1 5,3 7 5	2 1 2,5 6 5			—	4 9 2
区合計	計	2 4 6,7 7 7	2 9 4,8 0 5	5 4 1,5 8 2			—	1,3 5 6

(第3区)

随時抹消者数 (c)		失格、誤載者数 (d)			差引選挙当日有権者数 (e)		
女	計	男	女	計	男	女	計
32	72	449	386	835	45,999	54,932	100,931
458	959	65	77	142	52,174	64,030	116,204
53	134	3	6	9	13,161	15,882	29,043
59	114	12	19	31	10,936	13,587	24,523
92	180	12	10	22	10,878	13,122	24,000
97	196	21	2	23	15,013	16,586	31,599
791	1,655	562	500	1,062	148,161	178,139	326,300
25	56	3	—	3	5,288	6,345	11,633
28	69	1	5	6	6,932	8,338	15,270
22	39	—	—	—	5,368	6,529	11,897
75	164	4	5	9	17,588	21,212	38,800
14	33	3	5	8	3,532	4,273	7,805
24	55	29	30	59	8,002	8,885	16,887
19	31	2	1	3	3,598	4,301	7,899
10	19	3	3	6	2,152	2,561	4,713
67	138	37	39	76	17,284	20,020	37,304
24	48	6	8	14	4,031	4,884	8,915
22	47	4	11	15	5,519	6,420	11,939
19	31	1	—	1	3,696	4,432	8,128
23	42	—	—	—	3,470	4,139	7,609
88	168	11	19	30	16,716	19,875	36,591
24	60	2	2	4	5,751	6,795	12,546
16	25	4	1	5	1,847	2,120	3,967
16	33	—	—	—	4,741	5,519	10,260
29	59	—	—	—	4,182	4,993	9,175
5	8	—	—	—	1,226	1,409	2,635
15	20	—	3	3	1,711	2,182	3,893
105	205	6	6	12	19,458	23,018	42,476
42	83	—	4	4	7,728	9,444	17,172
18	34	2	2	4	5,561	6,549	12,110
24	57	4	14	18	4,793	5,836	10,629
10	20	5	9	14	2,042	2,411	4,453
94	194	11	29	40	20,124	24,240	44,364
31	83	—	—	—	5,459	6,452	11,911
460	952	69	98	167	96,629	114,817	211,446
1,251	2,607	631	598	1,229	244,790	292,956	537,746

区 分 市区町村名		選挙人名簿登録者数 (a)			随時登録者数 (b)			男
		男	女	計	男	女	計	
門司区		4 6 7 4 3	5 3,8 5 8	1 0 0,6 0 1			—	1 0 8
小倉区		1 0 3,2 6 3	1 1 2,1 7 0	2 1 5,4 3 3			—	4 8 3
田川市		2 1,1 3 7	2 5,4 6 2	4 6,5 9 9			—	1 1 6
行橋市		1 4,1 5 6	1 6,8 7 6	3 1,0 3 2			—	8 7
豊前市		9,6 6 9	1 1,6 2 3	2 1,2 9 2			—	2 8
市 区 計		1 9 4,9 6 8	2 1 9,9 8 9	4 1 4,9 5 7			—	8 2 2
田川郡	香春町	4,6 2 6	5,5 3 5	1 0,1 6 1			—	2 5
	添田町	5,7 6 2	7,0 2 6	1 2,7 8 8			—	3 2
	金田町	2,3 4 1	2,8 3 5	5,1 7 6			—	1 2
	糸田町	2,9 9 2	3,6 4 7	6,6 3 9			—	1 6
	川崎町	8,2 6 1	9,7 1 1	1 7,9 7 2			—	7 3
	赤池町	2,6 9 6	3,2 6 7	5,9 6 3			—	1 6
	方城町	2,3 1 0	2,6 8 9	4,9 9 9			—	9
	大任町	1,9 9 7	2,3 3 5	4,3 3 2			—	5
赤村	1,2 0 7	1,4 1 7	2,6 4 4			—	8	
田川郡 計		3 2,2 1 2	3 8,4 6 2	7 0,6 7 4			—	1 9 6
京都郡	刈田町	7,1 6 4	7,9 9 0	1 5,1 5 4			—	2 5
	犀川町	3,1 1 7	3,6 7 4	6,7 9 1			—	1 8
	勝山町	1,7 9 2	2,0 4 5	3,8 3 7			—	1 0
	豊津町	2,1 9 2	2,4 2 8	4,6 2 0			—	1 2
京都郡 計		1 4,2 6 5	1 6,1 3 7	3 0,4 0 2			—	6 5
築上郡	椎田町	4,3 7 7	4,5 7 2	8,9 4 9			—	1 3
	吉富町	2,1 6 0	2,5 4 1	4,7 0 1			—	5
	築城町	3,4 8 3	4,1 8 0	7,6 6 3			—	1 7
	新吉富村	1,1 4 6	1,4 4 0	2,5 8 6			—	7
	大平村	1,6 7 7	1,9 9 7	3,6 7 4			—	8
築上郡 計		1 2,8 4 3	1 4,7 3 0	2 7,5 7 3			—	5 0
郡 部 計		5 9,3 2 0	6 9,3 2 9	1 2 8,6 4 9			—	3 1 1
区 合 計		2 5 4,2 8 8	2 8 9,3 1 8	5 4 3,6 0 6			—	1,1 3 3
県 合 計		1,1 8 5,0 0 0	1,3 5 2,8 5 4	2,5 3 7,8 5 4			峠	5,5 1 9

(第4区)

随時抹消者数 (c)		失格、誤載者数 (d)			差引選挙当日有権者数 (e)		
女	計	男	女	計	男	女	計
92	200	409	707	1,116	46,226	53,059	99,285
335	818	859	845	1,704	101,921	110,990	212,911
68	184	36	45	81	20,985	25,349	46,334
78	165	115	160	275	13,954	16,638	30,592
43	71	17	11	28	9,624	11,569	21,193
616	1,438	1,436	1,768	3,204	192,710	217,605	410,315
19	44	10	8	18	4,591	5,508	10,099
32	64	17	17	34	5,713	6,977	12,690
15	27	—	5	5	2,329	2,815	5,144
20	36	3	4	7	2,973	3,623	6,596
52	125	52	47	99	8,136	9,612	17,748
7	23	—	—	—	2,680	3,260	5,940
5	14	—	—	—	2,301	2,684	4,985
7	12	12	16	28	1,980	2,312	4,292
11	19	1	1	2	1,218	1,405	2,623
168	364	95	98	193	31,921	38,196	70,117
27	52	—	—	—	7,139	7,963	15,102
16	34	25	24	49	3,074	3,634	6,708
4	14	—	—	—	1,782	2,041	3,823
11	23	12	15	27	2,168	2,402	4,570
58	123	37	39	76	14,163	16,040	30,203
16	29	14	11	25	4,350	4,545	8,895
4	9	10	7	17	2,145	2,530	4,675
11	28	—	—	—	3,466	4,169	7,635
10	17	—	—	—	1,139	1,430	2,569
5	13	—	—	—	1,669	1,992	3,661
46	96	24	18	42	12,769	14,666	27,435
272	583	156	155	311	58,853	68,902	127,755
888	2,021	1,592	1,923	3,515	251,563	286,507	538,070
4,570	10,089	8,626	8,443	17,069	1,170,855	1,339,841	2,510,696

5、選挙事務報告例による各種報告調

（衆議院議員総選挙）

(1) 開票結果に関する調 (第1区)

当落の別	候補者氏名	得票数	男女別	年齢	党派	新前元別	職 業
○	から崎 弥之助	87,935	男	46	日本社会党	前	団 体 役 員
○	田 中 昭 二	85,473	男	40	公 明 党	新	政党役員(党県連副幹事長)
○	進 藤 一 馬	84,038	男	63	自由民主党	前	会 社 重 役
○	中 村 寅 太	83,635	男	64	自由民主党	前	農 業
○	河 野 正	79,783	男	53	日本社会党	前	医 師
	中 島 茂 喜	64,439	男	57	自由民主党	前	農 業
	福 井 順 一	60,870	男	58	自由民主党	元	団 体 役 員
	斉 藤 幸	26,033	男	50	日本共産党	新	政 党 役 員
法定得票数		28,610.3	供託物没収点		22,888.3	選挙運動法定費用額	
						2,850,300円	

(第2区)

当落の別	候補者氏名	得票数	男女別	年齢	党派	新前元別	職 業
○	大 橋 敏 雄	72,141	男	41	公 明 党	新	創価学会 福岡第3本部副事務長
○	三 原 朝 雄	70,381	男	57	自由民主党	前	自由民主党福岡県連合会 副会長
○	多賀谷 真 稔	69,332	男	47	日本社会党	前	会 社 員
○	松 本 七 郎	64,839	男	55	日本社会党	前	団 体 役 員
○	田 代 文 久	59,219	男	66	日本共産党	元	政 党 役 員
	伊 藤 卯 四 郎	55,762	男	72	民主社会党	前	政 党 役 員
	野見山 清 造	50,139	男	61	自由民主党	前	城南タクシー株式会社々長
	緒 方 孝 男	35,183	男	54	日本社会党	元	団 体 役 員
	森 武 雄	28,623	男	61	無 所 属	新	団 体 役 員 (福岡県森林組合連合会長)
法定得票数		25,181.0	供託物没収点		20,144.8	選挙運動法定費用額	
						2,600,400円	

(第3区)

当落の別	候補者氏名	得票数	男女別	年齢	党派	新前元別	職 業
○	稲 富 稜 人	63,872	男	64	民主社会党	前	団 体 役 員
○	石 井 光 次 郎	63,203	男	77	自由民主党	前	日本体育協会会長
○	細 谷 治 嘉	61,172	男	54	日本社会党	前	団 体 役 員
○	荒 木 萬 寿 夫	59,603	男	65	自由民主党	前	団 体 役 員
○	山 崎 巖	56,549	男	72	自由民主党	前	団 体 役 員
	田 中 稔 男	49,068	男	64	日本社会党	元	団 体 役 員
	檜 橋 渡	48,840	男	64	無 所 属	元	弁 護 士
	松 倉 三 郎	9,096	男	42	日本共産党	新	政 党 役 員
法定得票数		20,570.2	供託物没収点		16,456.1	選挙運動法定費用額	
						2,337,400円	

(第4区)

当落の別	候補者氏名	得票数	男女別	年齢	党派	新前元別	職業	
○	田中六助	69,217	男	44	自由民主党	前	政党役員(自由民主党広報委員会文化局長)	
○	田原春次	62,455	男	66	日本社会党	前	日本大学講師	
○	蔵内修治	59,824	男	48	自由民主党	前	自由民主党福岡県連盟会長	
○	池田禎治	58,002	男	57	民主社会党	元	政党役員	
	滝井義高	50,729	男	51	日本社会党	前	医師	
	有馬英治	42,231	男	58	自由民主党	元	日本港湾協会顧問 日本工業用水協会顧問	
	高曲敏三	31,514	男	53	日本共産党	新	政党役員	
	安藤俊彦	4,546	男	35	無所属	新	会社員	
法定得票数		23,657.4	供託物没収点		18,925.9	選挙運動法定費用額		2,627,000円

(2) 選挙人名簿登録人員数に関する調

名簿種類	市 区 部			郡 部			総 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
選挙人名簿	823,533	932,577	1,756,110	361,410	420,277	781,687	1,184,943	1,352,854	2,537,797
船員の名簿	84	—	84	—	—	—	84	—	84
合 計	823,617	932,577	1,756,194	361,410	420,277	781,687	1,185,027	1,352,854	2,537,881

(注) この表は41年11月1日現在の登録者数である。

(3) 有権者数、投票者数及び投票率に関する調 (その1)

選挙区	選挙当日の有権者数								
	市 区 部			郡 部			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	239,221	270,695	509,916	124,726	142,609	267,335	363,947	413,304	777,251
2	232,604	256,052	488,656	77,951	91,022	168,973	310,555	347,074	657,629
3	148,161	178,139	326,300	96,629	114,817	211,446	244,790	292,956	537,746
4	192,710	217,605	410,315	58,853	68,902	127,755	251,563	286,507	538,070
計	812,696	922,491	1,735,187	358,159	417,350	775,509	1,170,855	1,339,841	2,510,696

(その2)

選挙区	投票者数								
	市区部			郡部			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	176,644	197,678	369,322	97,887	111,135	209,022	269,531	308,813	578,344
2	175,953	193,126	369,079	65,220	75,041	140,261	241,173	268,167	509,340
3	116,198	133,305	249,503	78,810	89,212	168,022	195,008	222,517	417,525
4	133,964	147,587	281,551	47,711	55,144	102,855	181,675	202,731	384,406
計	597,759	671,696	1,269,455	289,628	330,532	620,160	887,387	1,002,228	1,889,615

(その3)

選挙区	棄権者数								
	市区部			郡部			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	67,577	73,017	140,594	26,839	31,474	58,313	94,416	104,491	198,907
2	56,651	62,926	119,577	12,731	15,981	28,712	69,382	78,907	148,289
3	31,963	44,834	76,797	17,819	25,605	43,424	49,782	70,439	120,221
4	58,746	70,018	128,764	11,142	13,758	24,900	69,888	83,776	153,664
計	214,937	250,795	465,732	68,531	86,818	155,349	283,468	337,613	621,081

(その4)

選挙区	投票率 (100.00%)								
	市区部			郡部			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	71.75	73.03	72.43	78.48	77.93	78.19	74.06	74.72	74.41
2	75.64	75.42	75.53	83.67	82.44	83.01	77.66	77.27	77.45
3	78.43	74.83	76.46	81.56	77.70	79.46	79.66	75.96	77.64
4	69.52	67.82	68.62	81.07	80.03	80.53	72.22	70.76	71.44
計	73.55	72.81	73.16	80.87	79.20	79.97	75.79	74.80	75.26

(4) 候補者の届出に関する調

立候補届出期間中に届出をした候補者の数			左記の期間中に死亡し辞退し又は却下された者の数			立候補届出締切日現在における候補者の数	立候補届出締切日経過後に死亡し辞退し又は却下された者の数			補充立候補届出期間中に届出をした候補者の数			差引合計
自ら届出をした候補者の数	推薦届出による候補者の数	計	死亡者	辞退者	却下された者	死亡者	辞退者	却下された者	自ら届出をした候補者の数	推薦届出による候補者の数	計		
33	0	33	0	0	0	33	0	0	0	0	0	0	33

(5) 選挙区別党派別立候補者数、競争率に関する調

選挙区	定数 A	党派別立候補者数								競争率 $\frac{B}{A}$
		自民	社会	民社	公明	共産	諸派	無所属	計 B	
1	5	4	2	—	1	1			8	1.60
2	5	2	3	1	1	1		1	9	1.80
3	5	3	2	1	—	1		1	8	1.60
4	4	3	2	1	—	1		1	8	2.00
計	19	12	9	3	2	4		3	33	1.74

(6) 党派別男女別新前元別候補者数に関する調

新前元別	党派別	自民党	社会党	民社党	公明党	共産党	諸派	無所属	合計
新	男				2	3		2	7
	女								
	計				2	3		2	7
前	男	10	7	2					19
	女								
	計	10	7	2					19
元	男	2	2	1		1		1	7
	女								
	計	2	2	1		1		1	7
計	男	12	9	3	2	4		3	33
	女								
	計	12	9	3	2	4		3	33

(7) 職業別候補者数に関する調

教育 家	宗 教 家	商 業	工 鉦 業	農 林 業	水 産 業	弁 護 士 (弁理士を含む)	計 理 士 (税理士を含む)	医 師 (歯科医を含む)	薬 劑 師	著 述 業	出 版 業	記 者	会 社 員 (重役を含む)	政 党 役 員	団 体 役 員	そ の 他 の 職 業	無 職	合 計
1			2			1		2					4	10	12	1		33

(8) 選挙運動事務員の届出をした候補者数に関する調

人数別	党派別	自民党	社会党	民社党	公明党	共産党	諸 派	無所属	合 計
30人未満		12	9	3	2	4		3	33
30人~60人									
60人以上									
合 計		12	9	3	2	4		3	33

(9) 年齢別候補者数に関する調

二五〇才以上 三〇才未満	三〇才以上 三五才未満	三五才以上 四〇才未満	四〇才以上 四五才未満	四五才以上 五〇才未満	五〇才以上 五五才未満	五五才以上 六〇才未満	六〇才以上 六五才未満	六五才以上 七〇才未満	七〇才以上	合 計	最 高 年 令	最 低 年 令	平 均 年 令	全 年 令 の 総 計
一	一	1	4	3	6	6	7	3	3	33	77	35	57	1,859

(10) 党派別男女別新前元別当選人数に関する調

新前元別	党派別	自民党	社会党	民社党	公明党	共産党	諸 派	無所属	合 計
新	男				2				2
	女								
	計				2				2
前	男	8	6	1					15
	女								
	計	8	6	1					15
元	男			1		1			2
	女								
	計			1		1			2
計	男	8	6	2	2	1			19
	女								
	計	8	6	2	2	1			19

(11) 職業別当選人数に関する調

教育家	宗教家	商業	工業	農林業	水産業	弁士 (弁理士を含む)	計士 (税理士を含む)	医師 (歯科医を含む)	薬剤師	著述業	出版業	記者	会社社員 (重役を含む)	政党役員	団体役員	その他の職業	無職	合計
1				1				1					2	6	7	1		19

(12) 年齢別当選人数に関する調

二五〇才以上	三〇五才以上	三四〇才以上	四〇五才以上	四五〇才以上	五〇五才以上	五五〇才以上	六〇五才以上	六五〇才以上	七〇才以上	合計	最高年齢	最低年齢	平均年齢	全令の 当選人の 総計
			3	3	2	3	3	3	2	19	77	40	54	1,021

(13) 党派別男女別得票数に関する調

党派別 男女別	自民党	社会党	民社党	公明党	共産党	諸派	無所属	合計
男	764,129	558,496	177,636	157,614	125,862		82,009	1,865,746
女								
計	764,129	558,496	177,636	157,614	125,862		82,009	1,865,746

(14) 落選人に関する調

定数 (A)	候補者数		定数に対する 候補者数の 比率 $(\frac{B}{A})$ 倍	落選人数 (C) + (D)	落選人数の内訳		
	立候補者 総数	選挙当日の 候補者数 (B)			法第95条第1 項但書の法定得 票数に達した者 の数 (C)	法第95条第1 項但書の法定得 票数に達しない 者の数 (D)	左記D欄の落選 人のうち法第93 条第1項の得票 数に達しない者 の数
19	33	33	1.7	14	11	3	2

(15) 投票総数、有効投票数及び無効投票数等に関する調

投票総数 (A)	有効投票数 (B)	無効投票数 (C)	無効投票率 (100.00%) $(\frac{C}{A})$
1,889,204	1,865,746	23,458	1.24

(16) 有効投票に関する調

法第68条の2第1項以外の投票数	法第68条の2第2項によつて按分した投票数	左記の内訳				いずれの候補者にも属しない票数	合計
		氏名を記載したもの	氏を記載したもの	名を記載したもの	その他		
1,865,746							1,865,746

(17) 無効投票に関する調

正規の用紙を用いないもの	候補者でない者の氏名を記載したもの	候補者となることのできなない者の氏名を記載したもの	二人以上の候補者の氏名を記載したもの	被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの	か他事を記載した候補者の氏名のほかに	候補者の氏名を自書しないもの	白紙のまま投票したもの	単に雑事を記載したもの	単に記号符号を記載したもの	難いもの	載したかを確認し候補者の何人を記載したもの	その他	合計
109	7,977		448		422	25	8,195	2,402	2,345	1,485		50	23,458

(18) 仮投票に関する調

市郡別	総数	事由による内訳		受理不受理による内訳	
		投票の拒否の決定を受けた選挙人において不服がある場合	投票立会人において異議のある場合	受理したもの	受理しなかったもの
市区部	—				
郡部	—				
計	—				

(19) 点字投票に関する調

市郡別	総数	内訳	
		有効	無効
市区部	398	389	9
郡部	107	103	4
計	505	492	13

(20) 代理投票に関する調

市郡別	総数	投票当日投票所における代理投票			不在者投票管理者のもとにおける代理投票		
		身体の故障	文盲	計	身体の故障	文盲	計
市区部	3,662	570	3,016	3,586	13	63	76
郡部	3,003	588	2,284	2,872	30	101	131
計	6,665	1,158	5,300	6,458	43	164	207

(21) 不在者投票の事由に関する調

(1) 選挙人の属する市町村において不在者投票用紙を交付したものに關する調

事由別	市郡別	投票用紙等の請求					交			付			投			合計 (A) + (B)
		直		郵便	合計	直接	郵送	計	交付を 拒絶し たもの	合計	投票し たもの (A)	投票し なかつ たもの	計	船員で指定市町村 から不在者投票用 紙の交付を受けて 投票したものの(B)		
		本人	代理人													
法第49条	市区部	5,637	333	514	6,484	5,969	515	6,484	—	6,484	6,343	141	6,484	83	6,426	
第1号	郡部	2,554	17	368	2,939	2,567	371	2,938	1	2,939	2,844	94	2,938	9	2,853	
該当者	計	8,191	350	882	9,423	8,536	886	9,422	1	9,423	9,187	235	9,422	92	9,279	
法第49条	市区部	2,468	—	288	2,756	2,615	141	2,756	—	2,756	2,721	35	2,756	—	2,721	
第2号	郡部	1,851	3	807	2,661	1,841	809	2,650	11	2,661	2,612	38	2,650	1	2,613	
該当者	計	4,319	3	1,095	5,417	4,456	950	5,406	11	5,417	5,333	73	5,406	1	5,334	
法第49条	市区部	4,305	4,966	5,793	15,064	8,863	6,178	15,041	23	15,064	14,835	206	15,041	—	14,835	
第3号	郡部	455	1,242	5,844	7,541	1,686	5,796	7,482	59	7,541	7,313	169	7,482	—	7,313	
該当者	計	4,760	6,208	11,637	22,605	10,549	11,974	22,523	82	22,605	22,148	375	22,523	—	22,148	
法第49条	市区部	104	—	—	104	104	—	104	—	104	104	—	104	—	104	
第4号	郡部	2	—	7	9	2	7	9	—	9	8	1	9	—	8	
該当者	計	106	—	7	113	106	7	113	—	113	112	1	113	—	112	
法第49条	市区部	218	6	1,033	1257	223	1,032	1,255	2	1,257	1,016	239	1,255	—	1,016	
第5号	郡部	488	7	726	1,221	462	759	1,221	—	1,221	1,028	193	1,221	—	1,028	
該当者	計	706	13	1,759	2,478	685	1,791	2,476	2	2,478	2,044	432	2,476	—	2,044	
法第49条	市区部	12,732	5,305	7,628	25,665	17,774	7,866	25,640	25	25,665	25,019	621	25,640	83	25,102	
第5号	郡部	5,350	1,269	7,752	14,371	6,558	7,742	14,300	71	14,371	13,805	495	14,300	10	13,815	
合計	計	18,082	6,574	15,380	40,036	24,332	15,608	39,940	96	40,036	38,824	1,116	39,940	93	38,917	

(ロ) 指定市町村において他市町村の船員に不在者投票用紙を交付したものであるものに関する調

事由別	市郡別	投票用紙等の請求				支 付				
		直 接		郵 便	合 計	直 送	郵 送	計	交付を拒絶したもの	合 計
		本人	代理人							
法第49条第1号 該 当 者	市区部	51	83	—	134	—	134	134	—	134
	郡 部	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	51	83	—	134	—	134	134	—	134
法第49条第2号 該 当 者	市区部	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	郡 部	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法第49条第3号 該 当 者	市区部	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	郡 部	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法第49条第4号 該 当 者	市区部	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	郡 部	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法第49条第5号 該 当 者	市区部	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	郡 部	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	市区部	51	83	—	134	—	134	134	—	134
	郡 部	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	51	83	—	134	—	134	134	—	134

(22) 不在者投票の受理、不受理に関する調

市郡別	投票管理者において受理と決定し、かつ拒否の決定をしなかったもの	投票管理者において不受理又は拒否と決定したもの			合 計
		開票管理者において受理と決定したもの	開票管理者において不受理と決定したもの	計	
市区部	25,081	2	19	21	25,102
郡 部	13,803	4	8	12	13,815
計	38,884	6	27	33	38,917

(23) 不在者投票管理者別不在者投票に関する調

選挙人の属する市町村の選管委員長に対してなしたもの			業務地又は旅行地の市町村の選管委員長に対してなしたもの			船長に対してなしたものの			病院々長、老人ホームの長又は国立保養所々長に対してなしたものの			監獄の長、代用監獄の管理者に対してなしたものの			少年院の長又は婦人補導院の長に対してなしたものの			合 計		
本人	代理投票	計	本人	代理投票	計	本人	代理投票	計	本人	代理投票	計	本人	代理投票	計	本人	代理投票	計	本人	代理投票	計
12890	6	12896	2258	1	2259	476	0	476	22987	200	23,187	98	0	98	1	0	1	38710	207	38917

(24) 指定船舶における不在者投票に関する調

市 郡 別	投票用紙等の請求件数	投票用紙等の交付枚数	投票者数
市区部	—	—	2
郡部	—	—	—
計	—	—	2

(25) 投票所に使用した施設に関する調

市町村別	市町村数	投票所数	左記の内訳				借上料を要した投票所数
			市役所 町村役場	学 校	公会堂	その 他	
市区	20	470	9	327	33	101	85
町村	85	423	15	265	17	126	63
計	105	893	24	592	50	227	148

(26) 繰上投票の期日別投票区数に関する調

1月27日	月 日	月 日	月 日	月 日	計	繰上投票をした市町村数
4	—	—	—	—	4	1市 2町

(27) 投票箱の送致に関する調

	投票の当日開票所に到着した投票所	投票の翌日開票所に到着した投票所	投票の翌々日以降開票所に到着した投票所	合計
市区	468	0	2	470
町村	422	0	1	423
計	890	0	3	893

(28) 開票区に関する調

市町村別	区分	市票に区分町村を二開の	市区町村の区域を二以上の開票区に分けた市町村について										町村の区域を合わせた開票区について				合計	借した開票所料を要	
			二開票区に分けたもの	三	四	五	六	七	八	九	十以上	計	二町村を合わせたもの	三	四以上	計			
市区	市区数	10	2	2	2	1	3							10				20	
	開票区数	10	4	6	8	5	18							41				51	
町村	町村数	85																85	
	開票区数	85																85	
計	市区数	95	2	2	2	1	3							10				105	
	開票区数	95	4	6	8	5	18							41				136	

(29) 選挙区別、開票期日別、開票区数、有権者数に関する調

選挙区	計				即日				翌日			
	開票区数		有権者数		開票区数		有権者数		開票区数		有権者数	
	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比
1	36	100	777,251	100	29	80.56	267,335	34.39	7	19.44	509,916	65.61
2	37	100	657,629	100	4	10.81	41,788	6.35	33	89.19	615,841	93.65
3	31	100	537,746	100	21	67.74	221,169	41.13	10	32.26	316,577	58.87
4	32	100	538,070	100	19	59.38	148,948	27.68	13	40.62	389,122	72.32
計	136	100	2,510,696	100	73	46.32	679,240	27.05	63	53.68	1,831,456	72.95

(30) 立会人に関する調

市町村別	投票立会人		開票立会人		選挙立会人	摘要
	投票所数	投票立会人数	開票所数	開票立会人数		
市区	470	1,410	51	349	-	-
町村	423	1,337	85	519	-	-
計	893	2,747	136	868	17	-

(31) 投票管理者及び投票所事務従事者に関する調

市町村別	投票管理者				投票所事務従事者					
	投票 管理者	職務 代理者	臨時に職務を 管理した者	合計	市町村の 選挙管理 委員会の 書記	市町村の職員		学校職員	その他	合計
						吏員	その他の 職員			
市区	468	2	0	470	61	4,899	402	9	180	5,551
町村	423	0	0	423	194	4,058	713	17	64	5,046
計	891	2	0	893	255	8,957	1,115	26	244	10,597

(32) 開票管理者及び開票所事務従事者に関する調

市町村別	開票管理者				開票所事務従事者					
	開票 管理者	職務 代理者	臨時に職務を 管理した者	合計	市町村の 選挙管理 委員会の 書記	市町村の職員		学校職員	その他	合計
						吏員	その他の 職員			
市区	50	1	—	51	57	2,229	182	—	32	2,500
町村	84	1	—	85	263	2,749	452	3	48	3,515
計	134	2	—	136	320	4,978	634	3	80	6,015

(33) 選挙長及び選挙会事務従事者に関する調

選挙区数	選挙長					選挙会の事務従事者					
	都道府県の選挙管理委員会の委員長	同左記の委員	書記長	その他	計	都道府県の選挙管理委員会の書記長及び書記	都道府県の職員		学 校 職 員	その他	計
							吏員	その他の職員			
4	1	3	—	—	4	11	—	—	—	—	11

(34) 選挙公報に関する調

候補者数	公報掲載申請期限	掲載申請候補者数	配布世帯数	各世帯に配布を完了するまで要した日数	印刷部数	印刷に要した日数	印刷所名	公報一部当り印刷費(用紙代を含む)
33	1月14日	33	1,078,393	7	1,156,000部	3	株式会社 夕刊フクニチ 新聞社	2円93銭

(35) 氏名等の掲示に関する調

市町村別	掲示総数
市 区	471
町 村	422
計	893

(36) ポスター掲示場に関する調

(イ) 基準別設置数調

有権者数 面積	1千人未満				1千人以上5千人未満			5千人以上 1万人未満		1万人以上		合計	
	2 Km ² 未満	2 Km ² ~ 4 Km ²	4 Km ² ~ 8 Km ²	8 Km ² 以上	4 Km ² 未満	4 Km ² ~ 8 Km ²	8 Km ² 以上	4 Km ² 未満	4 Km ² 以上	4 Km ² 未満	4 Km ² 以上		
投票所数	市区	11	4	4	16	211	62	35	109	15	2	1	470
	町	19	13	29	42	96	92	89	3	13	—	—	396
	村	—	2	3	14	—	2	6	—	—	—	—	27
	計	30	19	36	72	307	156	130	112	28	2	1	893
掲示場設置数	市区	52	24	28	110	1,477	496	315	872	135	18	10	3,537
	町	92	74	182	308	672	736	801	24	117	—	—	3,006
	村	—	11	21	106	—	16	54	—	—	—	—	208
	計	144	109	231	524	2,149	1,248	1,170	896	252	18	10	6,751

(ロ) 恒久的新設、その他の新設および再使に関する調

市町村別	新設した掲示場数		既存のものを修理した掲示場数		合計
	恒久的掲示場	恒久的掲示場 以外の掲示場	恒久的掲示場	恒久的掲示場 以外の掲示場	
市区	—	3,449	88	—	3,537
町	41	1,680	580	705	3,006
村	7	58	46	97	208
計	48	5,187	714	802	6,751

(ハ) 市区町村別設置数一覧表

市 区		設置数	町 村 名		設置数	町 村 名		設置数
市	福 岡	7 1 5	筑 紫 ・ 早 良 郡	筑紫野町	7 9	遠 賀 郡	芦屋町	1 6
	久 留 米	2 1 7		太宰府町	1 8		水巻町	4 9
	北九州 門 司	2 1 9		春日町	3 2		岡垣町	3 5
	小 倉	4 3 6		大野町	2 6		遠賀町	2 9
	若 松	1 4 6		那珂川町	4 4		計 (4)	1 2 9
	八 幡	3 5 2		早良町	3 7	鞍 手 郡	小竹町	2 7
	戸 畑	9 3		計 (6)	2 3 6		鞍手町	5 8
	大 牟 田	2 3 4	粕 屋 郡	宇美町	2 5		宮田町	6 7
	直 方	1 1 6		篠栗町	2 8		若宮町	4 4
	飯 塚	1 5 4		志免町	2 1	計 (4)	1 9 6	
	田 川	1 1 1		須恵町	1 7	嘉 穂 郡	桂川町	5 1
	柳 川	8 2		新宮町	2 2		稲築町	5 0
	山 田	3 0		志賀町	3 0		確井町	1 5
	甘 木	1 2 4		古賀町	4 8		嘉穂町	5 5
八 女	7 4	久山町		1 8	筑穂町		4 8	
(区) 筑 後	1 0 0	粕屋町		1 7	郡	庄内町	2 6	
大 川	6 6	計 (9)	2 2 6	穂波町		5 1		
行 橋	8 8	宗 像 郡	宗像町	5 3		顯田町	3 2	
豊 前	1 1 6		福岡町	4 0		計 (8)	3 2 8	
中 間	6 4		津屋崎町	3 1				
計	3,537		玄海町	3 7				
			大島村	8				
		計 (5)	1 6 9					

町 村 名		設置数	町 村 名		設置数	町 村 名		設置数
朝 倉 郡	杷木町	35	三 瀧 郡	城島町	35	田 川 郡	香春町	41
	小石原村	15		筑邦町	31		添田町	90
	宝珠山村	20		大木町	24		金田町	9
	朝倉町	32		三瀧町	24		糸田町	20
	三輪町	25	計(4)	114	川崎町		75	
	夜須町	31		瀬高町	73		赤池町	24
計(6)	158	山 門 ・ 三 池 郡	大和町	49	方城町		17	
浮 羽 郡	吉井町		38	三橋町	40		赤村	17
	田主丸町		57	山川村	18		大任町	26
	浮羽町		55	高田町	48	計(9)	319	
	計(3)		150	計(5)	228	京 都 郡	荻田町	47
糸 島 郡	前原町	91	黒木町	105	犀川町		56	
	二丈町	52	上陽町	45	勝山町		26	
	志摩町	58	立花町	71	豊津町		23	
	計(3)	201	広川町	33	計(4)		152	
三 井 郡	北野町	31	八 女 郡	矢部村	36	筑 上 郡	椎田町	46
	小郡町	43		星野村	33		吉富町	14
	太刀洗町	31		計(6)	323		築城町	43
	善導寺町	16			新吉富村		17	
	計(4)	121			太平村		44	
						計(5)	164	
						町村計	3,214	
						合計	6,751	

(二) 市区町村別設置数

市 町 村 名	区 分	昭和40年7月4日執行参議院通常選挙			昭和41年11月1日現在調			
		ポスター 掲示場 (減少後) 総 数	内 訳		政令算定によ る掲示場総数	内		
			恒久的構 造のもの	恒久的構造 でないもの		恒久的構造のもの		
						再使用	新 設	計
福 岡 市		676		676	715			
久 留 米 市		215	55	160	217	49		49
北 九 州 市	門 司 区	214		214	219			
	小 倉 区	401		401	443			
	若 松 区	147		147	146			
	八 幡 区	350		350	352			
	戸 畑 区	92		92	93			
	市 計	1,204		1,204	1,253			
大 牟 田 市		232		232	234			
直 方 市		115	23	92	116	23		23
飯 塚 市		173	10	163	154			
田 川 市		111		111	111			
柳 川 市		85		85	82			
山 田 市		30	30		30	30		30
甘 木 市		125		125	129			
八 女 市		74		74	74			
筑 後 市		100		100	100			
大 川 市		66		66	66			
行 橋 市		88	24	64	88	24		24
豊 前 市		125		125	125			
中 間 市		64	37	27	64	37	27	64
市 計		2,279	179	2,100	3,305	163	27	190
市 区 計		3,483	179	3,304	3,558	163	27	190
町 村 計		3,167	660	2,507	3,277	697	205	902
県 計		6,650	839	5,811	6,835	860	232	1,092

(市町村報告分)			減少承認 申請提出数	減少承認 揭示場数	差 引 ポスター 揭示場数
訳					
恒久的構造でないもの			減少承認 申請提出数	減少承認 揭示場数	差 引 ポスター 揭示場数
再使用	新 設	計			
	715	715			715
	168	168			217
	219	219			219
	443	443	7	7	436
	146	146			146
	352	352			352
	93	93			93
	1,253	1,253	7	7	1,246
	234	234			234
	93	93			116
	154	154			154
	111	111			111
	82	82			82
					30
123	6	129	5	5	124
	74	74			74
	100	100			100
	66	66			66
	64	64			88
	125	125	25	9	116
					64
123	1,992	2,115	30	14	2,291
123	3,246	3,369	37	21	3,537
876	1,498	2,374	126	63	3,214
999	4,744	5,743	163	84	6,751

区 分 市 町 村 名	昭和40年7月14日執行参議院通常選挙			昭和41年11月1日現在調			
	ポスター 掲示場 (減少後) 総 数	内 訳		政令算定 による掲 示場総数	内		
		恒久的構 造のもの	恒久的構造 でないもの		恒久的構造のもの		
					再使用	新 設	計
筑紫野町	80	80		89	78		78
太宰府町	18	18		18	18		18
春日町	30	30		32	30	2	32
大野町	26		26	26			
那珂川町	44	44		49	44	5	49
早良町	37		37	42			
宇美町	25	5	20	25	5	10	15
笹栗町	26	5	21	31	5		5
志免町	21	4	17	21	4	4	8
須恵町	16		16	17			
新宮町	22	5	17	22	5		5
志賀町	30		30	30			
古賀町	34		34	48			
久山町	18	4	14	18	4	6	10
粕屋町	16		16	17			
宗像町	53		53	53		18	18
福岡町	40		40	40			
津屋崎町	31		31	31			
玄海町	37	9	28	39	8	5	13
大島村	9		9	8			
菅屋町	21		21	16			
水巻町	36	10	26	49			
岡垣町	35	35		35	35		35
遠賀町	29	29		29	29		29
小竹町	26		26	27			
鞍手町	58	12	46	58	12		12
宮田町	67		67	67			
若宮町	44		44	50			
桂川町	51		51	51			
計	980	290	690	1,038	277	50	327

(市町村報告分)			減少承認 申請提出数	減少承認 掲示場数	差 引 ポスター 掲示場数
訳					
恒久的構造でないもの					
再使用	新 設	計			
11		11	18	10	79
					18
					32
	26	26			26
			5	5	44
	42	42	5	5	37
	10	10			25
7	19	26	6	3	28
	13	13			21
	17	17			17
	17	17			22
10	20	30			30
	48	48	10		48
2	6	8			18
16	1	17			17
23	12	35			53
	40	40			40
31		31			31
6	20	26	2	2	37
	8	8			8
	16	16			16
	49	49			49
					35
					29
14	13	27	2		27
23	23	46			58
37	30	67			67
29	21	50	6	6	44
	51	51			51
209	502	691	54	31	1,007

区 分 市 町 村 名	昭和40年7月4日執行参議院通常選挙			昭和41年11月1日現在調				
	ポスター 掲示場 (減少後) 総 数	内 訳		政令算定 による掲 示場総数	内			
		恒久的構 造のもの	恒久的構造 でないもの		恒久的構造のもの			
					再使用	新 設	計	
稲 築 町	50		50	50		50	50	
碓 井 町	15		15	15				
嘉 穂 町	55	55		55	55		55	
筑 穂 町	49		49	55				
庄 内 町	26	8	18	26	8	10	18	
穂 波 町	51		51	51				
穎 田 町	27		27	32				
杷 木 町	35		35	35				
小 石 原 町	16		16	16				
宝 珠 山 村	21		21	21				
朝 倉 町	31	20	11	32	31	1	32	
三 輪 町	25		25	25				
夜 須 町	31	10	21	35	10		10	
吉 井 町	38		38	38				
田 主 丸 町	57	10	47	57	10		10	
浮 羽 町	55		55	56				
前 原 町	90	1	89	95	1		1	
二 丈 町	51		51	53				
志 摩 町	59		59	59				
北 野 町	30	30		31	30	1	31	
小 郡 町	43	9	34	43	9	15	24	
太 刀 洗 町	31	15	16	31	15	16	31	
善 導 寺 町	16	2	14	16	2	2	4	
城 島 町	32	10	22	35	10		10	
筑 邦 町	31		31	31				
大 木 町	24		24	24				
三 瀬 町	24		24	24				
瀬 高 町	72	15	57	73	15		15	
大 和 町	49	28	21	49	28		28	
計	1,134	213	921	1,163	224	95	319	

(市町村報告分)			減少承認 申請提出数	減少承認 掲示場数	差 引 ポスター 掲示場数
訳					
再使用	新 設	計			
					50
10	5	15			15
					55
	55	55	7	7	48
8		8			26
	51	51			51
23	9	32	2		32
	35	35			35
10	6	16	4	1	15
13	8	21	8	1	20
			1		32
	25	25			25
21	4	25	4	4	31
23	15	38			38
47		47			57
44	12	56	2	1	55
31	63	94	4	4	91
28	25	53	3	1	52
	59	59	2	1	58
					31
19		19			43
					31
12		12			16
9	16	25			35
19	12	31			31
15	9	24			24
24		24			24
20	38	58			73
	21	21			49
376	468	844	37	20	1,143

区 分 市 町 村 名	昭和40年7月4日執行参議院通常選挙			昭和41年11月1日現在調			
	ポスター 掲示場 (減少後) 総数	内 訳		政令算定 による掲 示場総数	内		
		恒久的構 造のもの	恒久的構造 でないもの		恒久的構造のもの		
					再使用	新 設	計
三 橋 町	40		40	40			
山 川 村	18	18		18	18		18
高 田 町	48	8	40	48	8		8
黒 木 町	104		104	109			
上 陽 町	45		45	47	45	2	47
立 花 町	71	10	61	71	10		10
広 川 町	34	19	15	33	17	12	29
矢 部 村	35	10	25	41	10	10	20
星 野 村	33	8	25	33	8		8
香 春 町	40	10	30	41	10		10
添 田 町	78		78	90		22	22
金 田 町	9	7	2	9	7		7
糸 田 町	20	13	7	20		10	10
川 崎 町	77		77	75			
赤 池 町	24	15	9	24	24		24
方 城 町	16		16	17			
赤 村	17	11	6	17	13	4	17
大 任 町	26	2	24	26			
刈 田 町	47		47	47			
犀 川 町	56		56	56			
勝 山 町	26	26		26	26		26
豊 津 町	23		23	23			
椎 田 町	48		48	47			
吉 富 町	14		14	14			
築 城 町	43		43	43			
新 吉 富 村	17		17	17			
大 平 村	44		44	44			
計	1,053	157	896	1,076	196	60	256

